

令和 8 年度 地域密着型サービス事業運営に係る 留意事項等について

津市健康福祉部 介護保険課

目次

- 1 指導と監査
- 2 令和8年度指導・監査実施方針
- 3 運営指導の結果について
- 4 義務化された又は経過措置が終了する事項
- 5 その他留意事項等

1 指導と監査

指導

◆サービスの質の確保・向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、運営基準・介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底する。

① 集団指導

- ・全事業所が対象
- ・介護保険法の仕組み・考え方、改正の内容などの周知
- ・各種基準等の周知や過去の運営指導における指導内容の説明など

② 運営指導

- ・対象事業所を選定して実施（1か月前までに個別に通知）
- ・実施状況、運営体制、報酬請求等に係る確認
- ・各種サービス計画等の確認

1 指導と監査

監査

◆人員基準、設備・運営基準、介護報酬請求等について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合に、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を行う。

- ・違反や不正請求等が疑われる事業所が対象
- ・定期的に行う指導と違い、事案が発生した際に随時実施する
- ・運営指導時、必要があれば監査に切り替える
- ・違反や不正請求があった場合、改善勧告や改善命令、指定の取消等を行う

2 令和 8 年度指導・監査実施方針

重点項目

令和 8 年 6 月からの処遇改善加算改定や前年度の運営指導の結果等を踏まえ、適正な事業運営が行われているかを重点的に確認する。

- (1) 法令遵守
- (2) 人格の尊重及び尊厳の保持
- (3) 利用者の安全・安心の確保
- (4) 職員の就業環境の整備

適正な運営を行っていても、書類や記録がない場合は、実施が確認できないため、指導対象となります。

2 令和 8 年度指導・監査実施方針

重点項目

(1)法令遵守

- ア 人員基準、運営基準及び介護報酬請求について、自己点検体制が確保されているか。
- イ 人員基準に定める職員の資格、研修及び員数を満たしているか。
- ウ サービス内容や手続きの説明及び同意があるか。
- エ 各種サービス計画等が適切に作成されているか。
- オ 秘密の保持が徹底されているか。

2 令和 8 年度指導・監査実施方針

重点項目

(2) 人格の尊重及び尊厳の保持

- ア 高齢者虐待の防止や身体的拘束等の適正化の推進、人権侵害への防止に向けた取組が行われているか。
- イ 虐待が発生した場合に、職員への指導や勤務体制の見直しができる体制になっているか。
- ウ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられているか。

2 令和 8 年度指導・監査実施方針

重点項目

(3)利用者の安全・安心の確保

- ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止対策が講じられているか。
- イ 災害に関する具体的な計画の策定、定期的な研修、及び訓練の実施等の対策がとられているか。
- ウ 業務継続に向けた取組が行われているか。
- エ 事故防止対策や事故発生時に適切な対応ができているか。

(4)職員の就業環境の整備

- ア 介護現場におけるハラスメント対策を講じているか。
- イ 介護職員の処遇改善が行われているか。

3 令和7年度運営指導の結果について

指導事例（地域密着型通所介護・療養通所介護）

- 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること
- 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならないが、雇用契約書、勤務状況の記録について一部確認できないものが見受けられたので、記録の整備をすること
- 従業者に対し実施する、業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止並びに虐待の防止のための研修について、実施内容の記録を作成すること
- おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること
- 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示または自由に閲覧させること
- 利用者の家族の個人情報を用いる際には、あらかじめ文書により当該家族から同意を得ること

3 令和7年度運営指導の結果について

指導事例（認知症対応型共同生活介護）

- ユニットごとに常勤専従の管理者を置かなければならないところ、複数のユニットや介護従事者を兼務するなど不適正な配置となっていたことから、共同生活住居の管理上支障が生じないよう適正な人員の介護従事者を配置すること
- 専従の計画作成担当者を置かなければならないところ、非常勤や介護従事者を兼務するなど不適正な配置となっていたことから、利用者の処遇に支障が生じないよう従業者の勤務体制を検討すること
- 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、「協力医療機関に関する届出書」を、各協力医療機関との協定書等の協力内容が分かる書類を添付のうえ、市長に届出を行うこと
- 外部の者による評価、または運営推進会議における評価について、評価結果を公表するとともに、評価結果に係る書類を適切に保管すること

3 令和7年度運営指導の結果について

指導事例（看護小規模多機能型居宅介護）

- 従業者に対し実施する、身体的拘束等の適正化、業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止並びに虐待の防止のための研修について、実施内容の記録がなかったことから、当該研修の実施内容について記録すること
- 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示または自由に閲覧させること

3 令和7年度運営指導の結果について

重要

その他

運営指導で指導を行ったもの以外でも、以下のような不適切な取扱いが認められました。

（令和7年度以前の事例も含みます）。

■認知症研修関係

代表者、管理者、計画作成担当者の変更に際して、開設者研修（代表者）、管理者研修（管理者）、計画作成担当者研修及び実践者研修（計画作成担当者）

を未修了

→修了猶予措置期間を経過した場合報酬返還となる場合があります。突然の離職等に備えて計画的な受講を受講をお願いします。

■介護職員等処遇改善加算

①計画書及び実績報告が期日までに行われていない。

→理由なく提出を遅滞すると年度当初からの算定ができなくなったり報酬返還となる場合があります。

②加算Ⅰ・Ⅱを算定する場合、処遇改善の内容等について、インターネット等により公表する必要があるが、情報が更新されていない

→介護サービス情報公表システム等に掲載がない場合、報酬返還となる場合があります。

3 令和7年度運営指導の結果について

重要

その他

■地域密着型サービスにおける他市利用者の利用

- ①津市外の被保険者を事前に津市の同意及び保険者の指定なく利用させている。
- ②津市外の被保険者を利用させるために居住実態を伴わない住所地（津市の家族宅等）への転入を促す。

→①の場合保険給付を受けられなかったり、②の場合虚偽の届出は罰則規定（住民基本台帳法第52条）があります。

居住実態がない場合は職権消除（住民基本台帳法施行令第12条第1項）される可能性があります。（この場合、被保険者資格が喪失します。）

4 義務化された又は経過措置が終了する事項

1. 令和8年4月1日から義務化された事項

- ・ 指定申請や変更届出のオンライン化

2. 令和9年4月1日から義務化される事項（経過措置が終了する事項）

- ・ 安全確保・職員負担軽減のための委員会の設置

3. 令和7年4月1日から義務化されている事項

- ・ 書面掲示規定の見直し

4. 令和6年4月1日から義務化されている事項

- (1)虐待の防止のための措置
- (2)業務継続計画の策定等
- (3)感染症の予防及びまん延防止のための措置

4 義務化された又は経過措置が終了する事項

1. 令和8年4月1日から義務化された事項

◆指定申請や変更届出のオンライン化

介護サービス事業者の文書負担の軽減を図るため、令和8年4月1日から、介護保険法施行規則第165条の7の規定により、介護サービス事業所に関する申請等は、原則、電子申請・届出システムによることとなりました。

◎電子申請・届出システムで受付可能な申請等の種類

新規指定申請、指定更新申請、変更届出、廃止・休止届出、再開届出
体制届（介護給付費算定に係る体制等に関する届出）

※電子申請・届出システムの利用には、GビズID（プライム）のアカウントの取得が必要です。

4 義務化された又は経過措置が終了する事項

◆指定申請や変更届出のオンライン化

指定(更新)申請、休廃止・変更に係る届出の期日等

届出等の内容		届出・申請期日	具体例、注意点
指定(更新)申請		更新日の属する月の前々月の末日まで	更新日が11月1日の場合、9月30日までに提出
廃止・休止・再開		予定日の1月前 再開は再開後10日以内	廃止、休止届については、利用者の移管先リストも添付
変更届	法人情報の変更	変更後10日以内	・法人の名称、所在地、法人代表者の変更等
	サービス情報の変更		・事業所名、所在地、代表者の変更等 ・管理者等の変更、人員の増減や勤務形態の変更 ・運営規定、利用定員の変更等
	介護給付費算定に係る体制等	算定する月の前月15日	事業所の体制、加算の変更等

※ 基準を満たしていることが前提となりますので、特に加算要件については毎月その状況を確認いただき、加算の取下げや加算の段階が下がる場合は速やかに届け出てください。

4 義務化された又は経過措置が終了する事項

2. 令和9年4月1日から義務化される事項

◆安全確保・職員負担軽減のための委員会の設置

業務効率化と介護の質の向上を図り、それによって介護職員の業務負担軽減を図ることを目的に、「入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」の設置及び定期的な開催を行うこと。

※厚生労働省の[介護分野における生産性向上ポータルサイト](#)から、ガイドラインや各種ツールがダウンロードできます。

※三重県が開設している、みえ介護生産性向上支援センターで業務改善・生産性向上の取組に関する相談を受け付けていますので御活用ください。

◎委員会の運用等により、算定できる加算

- ・生産性向上推進体制加算(委員会を3か月に1回開催することが要件の一つ)
- ・介護職員等処遇改善加算(職場環境等要件の選択項目の一つ。加算区分Ⅰ及びⅡでは必須)

4 義務化された又は経過措置が終了する事項

3. 令和7年4月1日から義務化されている事項

◆書面掲示規定の見直し

「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表しなければならない。

◎掲示しなければならない書類等

- ・運営規程の概要
 - ・従業員の勤務の体制
 - ・事故発生時の対応
 - ・苦情処理の体制
 - ・第三者評価実施状況
- このほか、利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項等

複数の事業所で指導事項となりました。

未実施の事業所は、早急に重要事項のウェブサイトへの掲載を行ってください。

4 義務化された又は経過措置が終了する事項

4. 令和6年4月1日から義務化されている事項

(1) 虐待の防止のための措置

- ① 高齢者虐待防止検討委員会の定期的な開催(6か月に1回以上)
- ② 高齢者虐待防止のための指針の整備
- ③ 高齢者虐待防止のための研修の実施(年1回以上)
- ④ 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置く

※運営規程にも『虐待の防止のための措置に関する事項』を規定すること

※会議及び研修等について実施状況が確認できるように記録を作成し、保管すること

令和7年4月から、①から④までの措置を一つでも講じていない場合は減算の対象となっています。(高齢者虐待防止措置未実施減算)

4 義務化された又は経過措置が終了する事項

(2) 業務継続計画の策定等

- ① 感染症及び災害発生時における業務継続計画の策定
- ② 研修の実施(年1回又は年2回以上※)
- ③ 訓練(シミュレーション)の実施(年1回又は年2回以上※)

※ 地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護の場合

なお、研修及び訓練については、感染症予防・まん延防止研修又は訓練との一体的な実施も可

令和7年4月から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は減算の対象となっています。(業務継続計画未策定減算)

4 義務化された又は経過措置が終了する事項

(3) 感染症の予防及びまん延防止のための措置

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催(6か月に1回以上)
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

減算対象事項ではありませんが、運営指導の指摘事項となりますので、着実な実施をお願いします。

5 その他運営に係る留意事項

事故報告

- 第1報は事故発生から遅くとも5日以内を目安に、最終報告は事故発生から1か月後を目途に行うこと（提出はメールにて行うこと）
- 医療機関を受診した案件については報告対象案件として扱うこと
- 事故の原因分析を行い、再発防止に努めること
- 利用者が新型コロナウイルスに感染した場合について、令和5年10月1日から新型コロナウイルス感染症発生時の保健所への報告が施設内感染による感染者が10名以上確認された場合などに変更となりました。
このため、食中毒及び感染症などの法令等により保健所等への通報が義務付けられている場合として取り扱うこととなり、津市にも事故報告が必要となっています。（三重県独自基準）

※運営指導時に、提出漏れが発覚することがあるため必ず提出すること

※令和7年11月に厚生労働省が作成した「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」も参考にしてください。

様式1

事故報告書

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること
※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

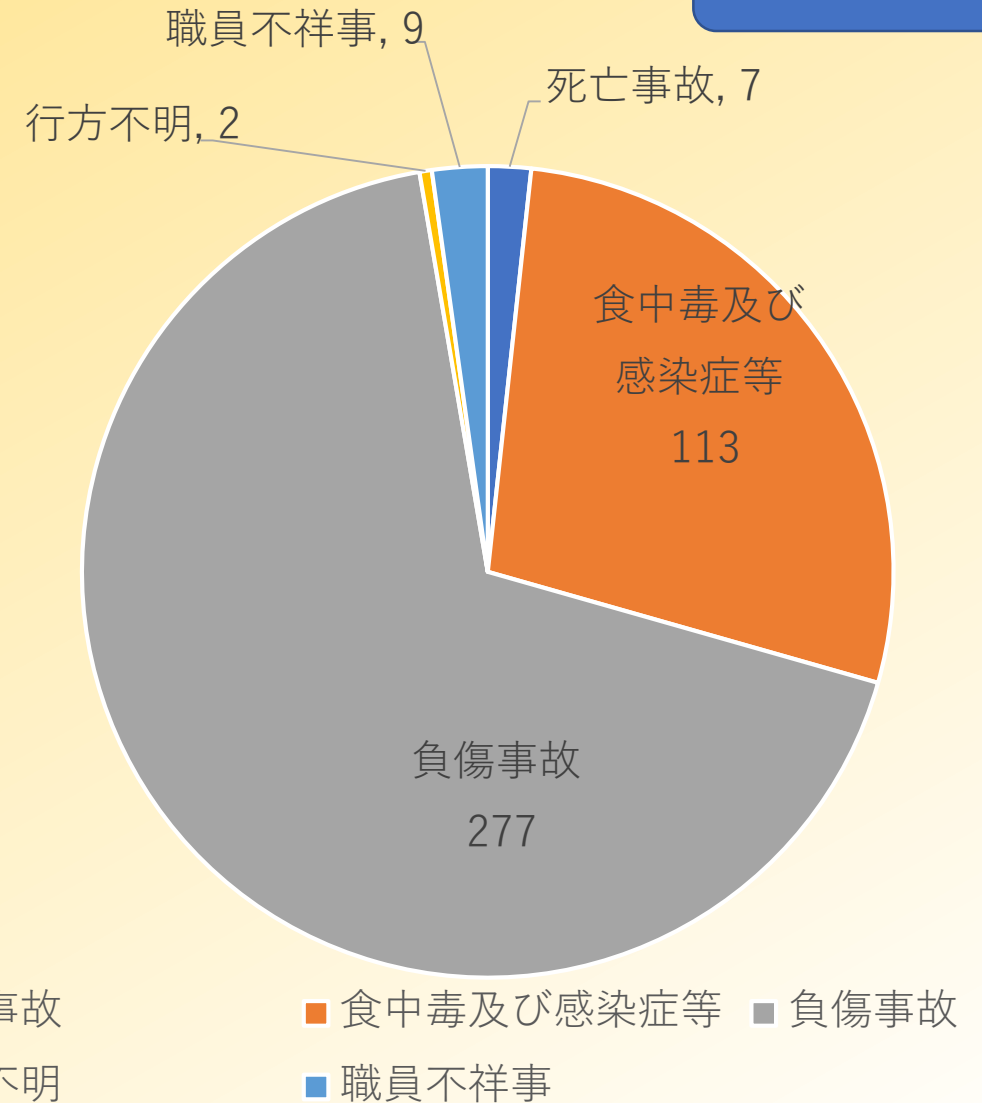
		□ 第1報		□ 第2報		□ 最終報告		提出日：西暦 年 月 日	
1 事故状況	事故状況の概要	☐ 要介護(外来・住居) ☐ 入院 ☐ 死亡 ☐ その他()							
	死亡に至った場合の死亡年月日	西暦		年		月		日	
2 事業所の概要	法人名								
	事業所(施設)名							事業所番号	
	サービス種別							管理番号	
	所在地							電話番号	
3 対象者の概要	氏名・年齢・性別	氏名			年齢		性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	
	住所	☐ 事業所所在地と同じ ☐ その他()							
	身体状況	要介護度 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5 ☐ 自立							
4 事故の概要	発生時刻	西暦		年		月		日	時 分 秒 (24時間表記)
	発生場所	☐ 居室(個室) ☐ 居室(多床室) ☐ トイレ ☐ 廊下 ☐ 食堂等共用部 ☐ 浴室・脱衣室 ☐ 機械室 ☐ 施設敷地内の建物外 ☐ 敷地外 ☐ その他()							
	事故の種類	☐ 転倒 ☐ 異食 ☐ 不明 ☐ 転落 ☐ 誤薬・中毒・めもれ等 ☐ その他() ☐ 誤嚥・窒息 ☐ 医療処置関連(チューブ誤入等)							
	発生時状況、事故内容の詳細								
その他 特記すべき事項									

5 その他運営に係る留意事項

令和7年度に津市へ報告された事故の内容



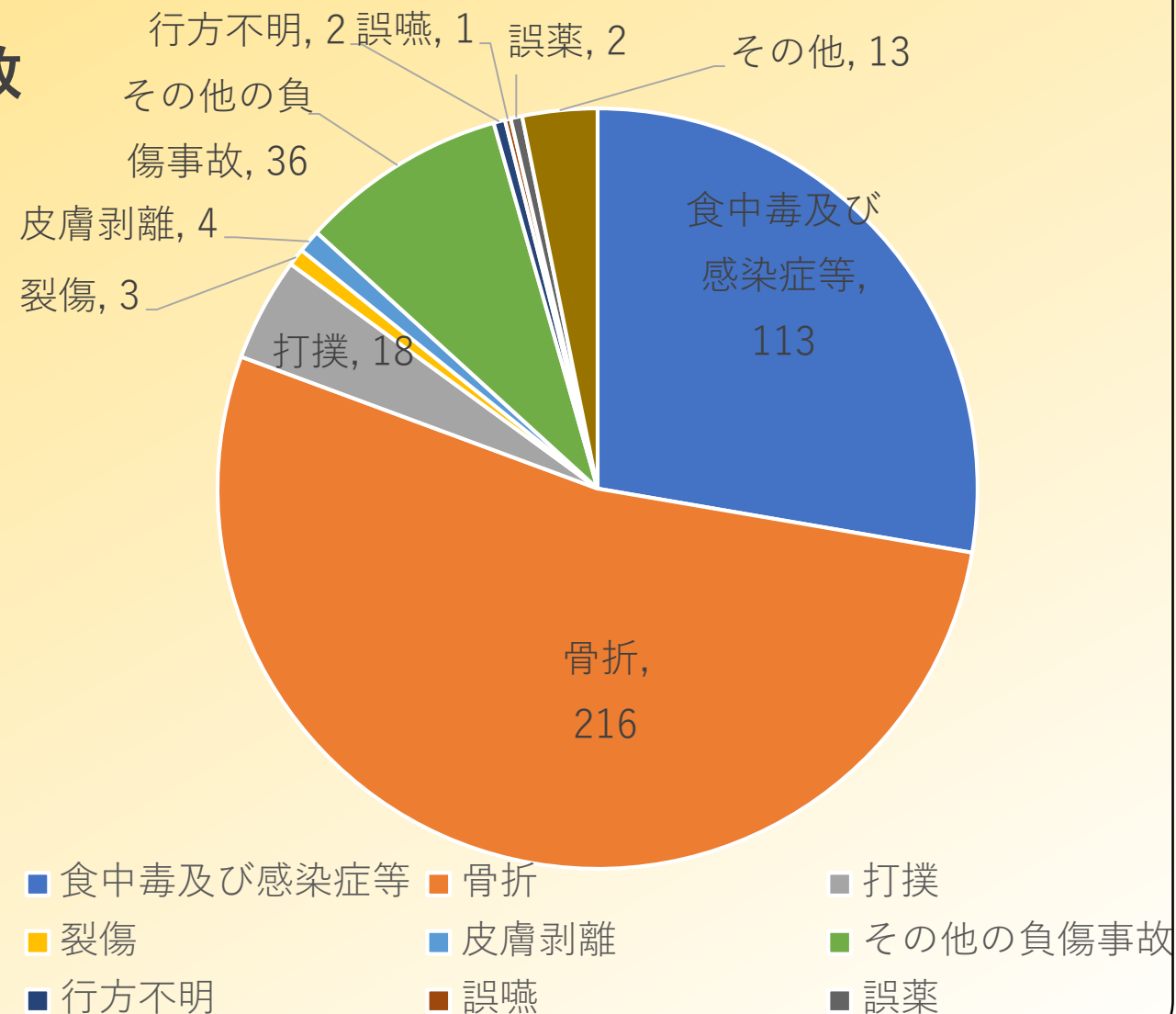
※令和4年度の事故件数の大幅な増は、新型コロナウイルス感染症によるものです。



5 その他運営に係る留意事項

令和7年度に津市へ報告された事故の内容

- ・要介護度別では、要介護4、3の順に多く、全体の約6割になります。
- ・年齢別では、85歳以上が7割以上になります。
- ・死亡事故の主な原因は、食事中の窒息です。



5 その他運営に係る留意事項

ハラスメント対策について

(1) 対象となる事項

- ・ 職場におけるハラスメント及び利用者やその家族からのハラスメント

(2) 主な対策

- ・ 施設・事業所としての基本方針及びマニュアル等の作成
※契約書、重要事項説明書にも明記する。
- ・ 相談しやすい職場環境づくり、相談窓口の設置(担当者の設定)
- ・ 職員、利用者及びその家族に対する周知・啓発 など

令和6年4月の基準省令の改正で、事業者はハラスメントについて必要な措置を講じることとされました。厚生労働省ホームページの「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「研修の手引き」等も参考にして対策や取り組みを行い、随時見直しも行ってください。

また、令和8年10月には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法)の改正が施行され、カスタマーハラスメント対策が事業主の義務となります。

5 その他運営に係る留意事項

LIFEの移行について

科学的介護情報システム(以下「LIFE」という。)は、令和8年5月11日から公益社団法人国民健康保険中央会において運用されています。**令和8年7月31日まで**に、公益社団法人国民健康保険中央会が運用するLIFEへの移行作業が必要です。

※「<https://life-web.mhlw.go.jp/help>」の移行ガイドを参考にしてください。

◎LIFEの活用等により算定できる加算

・科学的介護推進体制、ADL維持等加算、個別機能訓練加算、口腔機能向上加算、栄養アセスメント加算 など

※LIFE研修会のオンデマンド視聴(HP「LIFEポータル」から可能)も活用してください。